

令和8年5月27日  
令和年月日

葉山町議会議長 土佐洋子 殿

葉山町議会議員政治倫理条例の拡充および  
利益相反行為の防止に関する陳情書

【陳情の趣旨】

葉山町議会には平成14年制定の「葉山町議会議員政治倫理条例」(条例第25号)が存在し、令和7年4月には第12条(請負等の届出義務化)の改正が議会運営委員会で審議されました。しかし現行条例には、開発・入札業者への不当な介入禁止、首長選挙運動への関与の公開義務、議員企業の選挙関連業務受注の届出義務、監査委員兼務時の独立性確保など、住民が懸念する利益相反行為を防止するための具体的な規定が存在しません。次期議員選挙を前に、現行条例の実効性ある拡充を求めます。

【陳情事項】

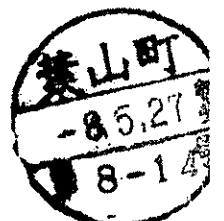
1 第12条改正の早期議決

令和7年4月の議会運営委員会で審議された「辞退するよう努める」から「議長に報告しなければならない」への改正(届出義務化)を早期に議決すること。

2 開発・入札業者への介入禁止規定の追加

議員が特定の開発事業者・入札参加業者のために、許認可・契約・行政処分に関する有利な取り計らいを行政職員・行政機関に求める行為を禁止する条項を追加すること。違反が疑われる場合は議長が調査し、その結果を住民に公表する手続きを条例に定めること。

3 首長選挙運動への関与の届出・公開義務の新設



議員が葉山町長選挙その他の首長選挙の運動（選挙事務所への関与・届出・街頭活動等を含む）に参加した場合、選挙終了後30日以内に議長へ届け出て、氏名・関与内容・関与した選挙名を議会公式ウェブサイトで公開することを義務付ける条項を追加すること。

#### 4 議員企業による選挙関連業務受注の届出・公開義務の追加

議員本人または議員が代表・役員を務める企業が、選挙関連の印刷物・広告・デザイン等の業務を受注した場合、受注後30日以内に議長へ届け出て公開することを義務付ける条項を追加すること。これにより選挙運動への関与と経済的利益の関係を住民が確認できるようにすること。

#### 5 監査委員兼務時の利益関係公開義務の追加

監査委員を兼務する議員が、当該首長・行政機関と経済的・政治的な利益関係（過去の選挙運動への関与・企業間の受発注関係等）にある場合、就任時および任期中毎年、その関係を議長に報告し議会ウェブサイトで公開することを義務付ける条項を追加すること。

#### 6 利益相反関係の年次報告制度の新設

上記各項目に関連する利益相反関係（選挙運動への関与・企業間の受発注・監査委員兼務時の関係等）を、全議員が毎年4月に一覧として議長に報告し、議会ウェブサイトで公開する年次報告制度を条例に定めること。

### 【陳情の理由】

#### 1 現行条例の限界——開発・入札への介入規定が存在しないこと

現行の政治倫理条例第12条は、議員の配偶者・一親等の親族の企業による請負の辞退努力を定めるにとどまります。しかし葉山町では近年、特定の開発案件をめぐり議員が行政の許認可プロセスに関与したのではないかという住民の懸念が繰り返し示されています。行政手続きへの不当な介入を禁止し、違反があれば公表する規定は、住民の信頼を守るために不可欠です。

#### 2 首長選挙への関与が議員の独立性を損なうこと

議員は住民全体の代表として、行政（首長）を独立した立場からチェックする役割を担います。議員が特定の首長の選挙運動に深く関与した場合、その首長が提案する予算・

施策を適切にチェックできるかについて、住民が疑念を持つことは自然なことです。

#### 【住民が認識している具体的な状況】

葉山町内で配布された選挙関連印刷物の奥付に、特定の町議会議員が代表を務める企業名が受注業者として記載されていることが確認されています。また、同議員が当該首長の選挙届出に関与していた記録が住民の間で共有されています。これらの行為は現行法上違法ではありませんが、議員の職務判断の独立性に疑念を生じさせます。

### 3 既存条例の改正審議が進んでいないこと

令和7年4月25日の議会運営委員会で第12条の改正案（届出義務化）が審議されましたが、その後の議決に至っていません。また令和7年9月定例会議において「議員の行動規範に関する協議開始を求める陳情」（陳情第7-26号）が提出されましたが不採択となっています。住民の視点からは、議会が自ら公正性の担保を先送りしているように映ります。

### 4 次期選挙前に実効性ある規定を整備すべきこと

葉山町議会議員選挙は令和9年（2027年）に予定されています。選挙を前にして、議員の利益相反関係を住民が知ることができる具体的な制度を整備することは、有権者が適切な判断を行うための基盤となります。「違法でなければ何をしてもよい」という姿勢ではなく、倫理的に高い水準を自ら定め公開することが、議会への信頼回復につながります。

#### 【むすび】

行政の誤りを正し、住民の権利を守り、権力の横暴を糾す役割を担う議会が、自らの公正性を担保する具体的な規範を整備することは、議会の存在意義に関わる問題です。

本陳情が求めるのは、新たな条例の制定ではなく、すでに存在する条例の実効性ある拡充です。六つの具体的な項目について、議会として前向きにご検討いただき、本陳情の採択を心よりお願いいたします。

#### 【根拠資料（すべて公式資料・公開情報）】

- ・葉山町議会議員政治倫理条例（平成14年葉山町条例第25号）葉山町公式サイト掲載
- ・葉山町議会基本条例（平成21年制定・平成31年改正）第16条 葉山町公式サイト掲載
- ・令和7年4月25日 議会運営委員会資料2 「政治倫理条例新旧対照表（案1・案2）」
- ・令和7年9月定例会議 陳情第7-26号 「行動規範に関する協議開始を求める陳情」（不採択）

- ・葉山町議会「議員別賛否結果PDF」(R5第2回～R6第4回) 葉山町議会公式サイト掲載
- ・選挙関連印刷物奥付記載事項 (住民保有の公開情報)

以上

【陳情者】

住所

葉山町堀内1473

氏名

荒井 喜一

(印)

電話

046 875 7818